一般社団法人 日本自動車購入協会

JPUC Magazine

VOL.06
［ジェイパックマガジン］

［発 行］一般社団法人日本自動車購入協会（JPUC） 〒141-0031 東京都品川区西五反田8-4-15 グリンデル広小路ビル2階
［編 集］株式会社ジェイシーレゾナンス 〒108-0072 東京都港区白金1丁目12−2, Jc Residence, 2F



［巻頭特集］

中古車買取店の倒産急増と消費者被害の実態
JPUCが推進する信頼回復と消費者保護の処方箋

［イベントレポート］
第13回 JPUC定時社員総会を開催

［JPUC会員企業紹介］
株式会社STG

［業界動向ニュース］
激甚化する水害、二次被害根絶のための施策が必要

［車買取のトラブル相談事例集］
残価設定型クレジットの返済中に契約者である夫が亡くなった。車を手放したいと考えていますが、残債はどうなるのか？

中古車買取店の倒産急増と消費者被害の実態

JPUCが推進する信頼回復と消費者保護の処方箋

過去最多水準を更新する倒産件数と構造的な背景

近年、中古車販売および買取事業者の倒産が過去最高水準で推移している。東京商工リサーチの調査によれば、2025年度の中古車小売業における倒産件数は年間100件を超えて過去最多を更新した。2026年度に入っても依然として高水準なペースが継続しており、倒産した企業の約9割を従業員5人未満の小・零細事業者が占めるなど、市場からの退出を余儀なくされるケースが相次いでいるのが実態である。

この倒産件数増加の背景には、業界全体を覆う複数の構造的な経営圧迫要因が存在すると推察される。第一に、歴史的な円安を背景とした海外バイヤーの台頭により、オートオークションでの仕入れ価格が高騰している点だ。中小事業者は高値で仕入れた車両を店頭価格に十分に転嫁できず、著しい利益率の悪化に苦しんでいるものとみられる。第二に、豊富な資金力を持つ大手事業者が一括査定サイトやWeb広告の上位を独占し、デジタル投資体力の乏しい中小事業者の集客枠が奪われている可能性である。さらに、深刻な人材不足に伴う人件費の上昇や、物流規制に端を発する陸送費の高騰が固定費を直撃していることも、資金繰り悪化の要因として考えられる。

倒産に伴い発生する消費者被害の実態と悪質な手口

こうした事業環境の急激な悪化は、単なる企業の淘汰にとどまらず、消費者を直接的な被害者とする深刻なトラブルを連鎖的に引き起こしている。

最も典型的な被害が、買取代金の未払いトラブルである。資金繰りに窮した事業者が、当面の現金を確保する目的で相場を度外視した高額な買取査定を提示し、消費者から車両を引き取る。しかし、その後買取代金が支払われることはなく、数億円規模の負債を抱えたまま突然倒産に至るケースが表面化しており、業界全体の信頼を揺るがしている。懸念されるのが、経営の失敗を隠れ蓑にした計画的な詐欺的スキームの存在である。警察の立件回避（民事上の債務不履行）を狙う巧妙な悪質業者の存在は、業界の信頼を根底から揺るがしかねない。

この背景には、買取取引における構造的なタイムラグの問題もある。一般的な買取取引では、車両と名義変更に必要な書類をすべて引き渡した後に代金が振り込まれるルール（JPUCモデルでは3営業日以内）となっているが、消費者にとっては「車も書類も渡した後に代金が支払われないのではないか」という強い不安が生じやすい。こうした取引上の不確実性が消費者の信頼を失墜させる要因となっている。

JPUCが取り組む消費者保護

こうした中、JPUCは業界の健全化と消費者保護に向け、喫緊の課題として、消費者保全の仕組みの構築が急務であるとの考えから以下の取り組みを進めている。

消費者が自車を売却する際に、媒体の一括査定を利用するケースが多くを占めている。近年の倒産事業者の事案についても媒体の一括査定を利用しており、こうした状況を踏まえて、代表理事から会員である媒体事業者に対し、昨年に引き続きより一層の消費者保護の対策の強化を要請した。これを受け、各媒体事業者においては独自の「入金システムの構築」、「エスクローサービスの導入」など取引の安全性向上に向けた取り組みを進めている。

また、買取事業者の経営不振による倒産等に備え、協会内に設置した「消費者保全決済部会」においても消費者保護のための保全策の検討を進めている。又、景品表示法に関わる公正競争規約の設定についても消費者とのトラブルの原因につながる根本的な問題として、協会内に設置した「JPUC公正競争規約設定委員会」および同委員会の作業部隊であるワーキングチームにおいて、「買取に関する公正競争規約」の設定に向けて精力的に取り組んでいる。

今後は、上記の仕組みを導入した会員事業者に対して、協会として消費者保護に積極的に取り組む事業者として認定を行うことも検討している。これにより、消費者が優良な事業会社を安心して選定できるような支援策を講じていく方針だ。市場の淘汰が進むと推測される中、当協会は引き続き、消費者視点に立った取引環境の整備に妥協なく取り組んでいく所存である。

［イベントレポート］第13回 JPUC定時社員総会を開催

第13回定時社員総会を開催

令和8年7月28日、一般社団法人日本自動車購入協会 第13回定時社員総会が開催され、全ての議案が承認された。井上貴之代表理事が議長を務め、総社員数6名中5名の社員が出席（委任状・代理人による出席含む）し、定足数を満たして総会は成立した。冒頭、監事の加藤義久氏より監査報告が行われ、第13期事業年度における計算書類、事業報告及び理事の職務執行全般が法令・定款に従い適正であり、不当な事実がないことが認められた。

第13期活動報告では、会員数が買取事業者77社（4社増）、媒体事業者11社の合計88社となったこと、適正買取店認定事業者数は令和8年5月末時点で22社となったこと、適正買取店研修の受講者数は7年間で延べ1,305名となったことが報告された。また、JPUCホームページの改修や継続的な相談事例の掲載を通じて認知度向上を図った一方、車売却消費者相談室への相談件数は前期比84.2%と減少傾向に転じたことが伝えられた。

今後の事業計画では、関係官庁や関連団体と積極的な連携強化を図り、消費者に信頼される中古自動車買取市場の構築に取り組む方針が示された。特に、「自動車公正競争規約」の設定に向けて、JPUC自動車公正競争規約設定委員会が中心となって関係官庁等の支援を受けながら進めることや、業界の支払保全の仕組み構築に向けて消費者決済保全部会において取り組むことが説明された。

さらに、JPUCの知名度向上を目的に、ホームページでの継続的な情報提供やJPUCマガジンの年2回発行など、会員事業者や他メディア、他業種と連携した広報普及活動の強化にも取り組んでいくとした。

決議事項では、第13期計算書類承認および新たに岡田卓也氏（アップルオートネットワーク株式会社 代表取締役副社長執行役員）を理事として選任する理事候補者選任の件が上程され、いずれも全会一致で可決された。



議長を務める井上貴之代表理事



総社員数6名中5名の社員が出席し総会は成立

JPUC MEMBERS
JPUC会員企業紹介｜#05

“車を通して、人に向き合う”
AI時代だからこそ追求する、地域に根ざした真の誠実さ

JPUCの適正買取店として相応しい振る舞いを徹底しJPUCの活動にも積極的に貢献していく



Company profile

株式会社STG

栃木県宇都宮市砂田町487-4
https://stg-car.co.jp/

栃木県宇都宮市に拠点を構える株式会社STG（堀井功喜代表）は、中古車の買取･販売を中心に事業を展開している。堀井代表のキャリアは異色だ。20歳でレクサス正規ディーラーの整備士として自動車業界の一歩を踏み出し、その後、大手中古車販売店で長らくトップセールスとして活躍してきた。多くの経験を積む中で、次第に「車の売買はただのモノのやり取りではなく、その人の状況や想いが関わる大切な選択。車を通して『人』にどこまでも真摯に向き合いたい」という強い思いを抱き、独立を決意した。

同社の最大の強みは、徹底したお客様目線と透明性にある。「どこに頼めばいいのかわからない」「強引な営業は苦手」という不安を感じている方にこそ安心してほしいと、STGでは無理な買い取りや販売は一切しない。お客様にとって最適でない場合はあえて提案を控え、価格だけでなく「なぜその査定額になるのか」の理由まで丁寧につたえ、納得した上で進めていく。また、買取代金は車両預かり時に即時入金する仕組みを徹底し、不安を徹底排除。自社でのダイレクト販売にこだわり、販売車両は第三者機関（AIS）による厳格な検査を実施･公開することで、客観的な安心感を提供している。

元整備士という経歴も同社の信頼を支える大きな柱だ。車が「命を乗せるもの」であることを理解しているからこそ、納車前の整備には一切の妥協を許さない。現在は信頼できる整備士とタッグを組み、自らもプロの目で細部までチェックを行う体制を構築している。創業間もない同社がJPUCの「適正買取店」認定を取得した背景には、「名より実」で信頼を構築したいという思いがある。「立ち上げたばかりの会社にはまだ信用がありません。だからこそJPUCという第三者機関の認定をいただくことで、お客様の不安を少しでも取り除きたかった」と堀井代表は語る。今後はJPUCの適正買取店として相応しい振る舞いを徹底し、JPUCの活動にも積極的に貢献していく考えだ。



整備士としての確かな目利きで安全を守る

売買その場限りではなく、その後も気軽に相談できる関係を築き、信頼の輪を地域に広げていくのがSTGの目指す姿だ。「これからAIが普及していく時代だからこそ、人だからこそできる価値を大切にしたい」と語る堀井代表。「ここに相談してよかった」と思ってもらえる存在を目指し、STGは誠実さを軸に地域の方々と向き合い続けていく。



「車を通して人に向き合う」と語る堀井代表

News Topics

業界動向ニュース

激甚化する水害、二次被害根絶のための施策が必要

現在、全国各地で激甚化する水害によって大量の冠水車が発生している。直近1ヶ月の間だけでも、千葉、石川、富山、福井、新潟、愛知などで、実に数万台規模の水没車が発生していると見られる。しかし、所有者が加入する車両保険のうち、水災補償をカバーしている割合は約半数にとどまるのが現状だという。つまり、残りの半数は愛車が水没しても保険金や補償を受けられず、大きな経済的ダメージを抱え込むことになる。

そんな中、こうした被災者に追い討ちをかけるような悪質な買取事業者の存在が問題となっている。本来、冠水車であっても海外輸出や部品取りといった市場需要が存在するため、車両によっては100万円や200万円といった価値が残されているケースも珍しくない。しかし、悪質業者は所有者の無知に乗じ、「この状態なら2万～3万円にしかならない」「放置すると危険で、本来は解体処理費用がかかる」などと嘘の説明をし、車両をタダ同然で強引に取り上げている。

さらに、今回のような大雨で特に厄介なのは、河川の泥水ではなく、排水が追いつかずに溢れた「比較的綺麗な水」によって水没している車両が多い点である。外観に泥汚れなどの目立った損傷が残りにくいため、悪質な業者が冠水歴の事実を隠したまま中古車市場に流し、一般消費者に再販売してしまう恐れが非常に高まっている。

こうした二次被害を根絶するためには「冠水車の登録義務化」を強力に推進すべきである。業界の自主的な管理にとどまらず、冠水したすべての車両情報を法的に登録･追跡できる仕組みを整備しなければ、被災者を狙う不当な買い叩きや隠蔽転売を止めることはできない。



車買取の
トラブル相談事例集

JPUC車売却消費者相談室ではこれまで車買取に関する様々なトラブルを多く扱ってきました。ここでは今までにJPUC車売却消費者相談室に寄せられた、車買取トラブルに関する相談事例をご紹介します。

CASE STUDY #06 ▶売買契約前の疑問

残価設定型クレジットの返済中に契約者である夫が亡くなった。車を手放したいと考えていますが、残債はどうなるのでしょうか?

今回の相談内容

夫が1年ほど前に残価設定型クレジットを組んで新車を購入したが、返済中に亡くなってしまった。
車検証上の所有者を確認したところ、新車ディーラーの名義で、夫は使用者となっていた。
自分自身（妻）は運転免許証を所持しておらず、相続人となる子供たちも車はいらないと言っているので、
車を手放したいと思っている。残っているローンはどうなりますか。

回　答

ローンの契約者がお亡くなりになった場合、プラスとなる資産同様、マイナスとなる返済中のローンについても相続の対象となります。相続放棄（亡くなった方の財産も負債もすべて引き継がないこと）をしない場合、原則として相続人がローン債務を承継することになります。まず最初に「団体信用生命保険」や「死亡時免除特約」などの加入を確認してください。

▶「団体信用生命保険」「死亡時免除特約」とは

自動車ローンや残価設定型クレジットの返済中に、契約者が死亡または所定の健康状態になった場合※1に、返済が免除される保険（特約）が付帯されていることがあります。契約書やオンラインで契約内容（保険や特約の加入）を確認してください。今回のご相談者に確認していただいたところ、「団体信用生命保険」や「死亡時免除特約」は自動付帯ではなく、任意加入もしていないとのことでした。したがって、車を手放すにあたり次のいずれかの方法を検討することになります。

※1 保障の条件などは会社や契約によって異なります。

▶残債設定型クレジットの車を手放す方法

残価設定型クレジットは、数年後に車を返却する前提で、残価をあらかじめ差し引いた額を分割で支払うため、月々の負担が抑えられるという特徴があります。「残価保証」されている場合であっても、それはあくまでも契約期間（3年や5年など）を満了することが前提となり、中途解約時は保証が適用されません（元から残価保証されていない場合もあります）。特に新車に関しては、初年度の値落ち幅が大きいことを念頭に置いておきましょう。

①契約車両を返却し、残債の精算を行う

通常のカーローンと異なり、残価設定型クレジットの場合、中途解約時に販売店（今回のご相談の場合、新車ディーラー）に車を返却することが可能です。契約車両を返却するにあたっては、販売店による実車査定※2で査定額を算出し、残価を含む残債と相殺します。先ほど説明した通り、新車は初年度の値落ち幅が大きいため、今回のご相談のように1年ほどで中途解約をする場合は「現在の査定額」が「残価を含む残債」を下回り、差額の支払いが発生する可能性が高いと思われます。

②残価を含めた残債の精算を行い、契約車両の所有権解除をして売却する

販売店に車両を返却せず、買取業者などに売却することも可能です。契約車両の売却にあたっては、残価を含む残債を一括で返済、所有権解除する必要がありますが、買取業者によっては、精算手続きの代行を依頼することも可能です。

●売却金額が残債（残価を含む）を上回る場合　⇒　差額を受け取ることができます。
●売却金額が残債（残価を含む）を下回る場合　⇒　差額の支払いが必要になります。

※2 返却時の査定の基準などは会社によって異なります。

▶販売店や契約している信販会社に相談を！

まずは、販売店あるいは契約している信販会社に「契約者が亡くなったため、車を手放したい」旨を伝え、どちらの方法で手放すか、比較・検討することをお勧めします。中途解約手数料あるいは繰上返済（早期完済）手数料がかかることもありますので、各社の規約なども踏まえて判断してください。また、戸籍謄本や遺産分割協議書など相続に関する書類が必要になります。詳しいことは担当者に確認しながら準備するようにしましょう。

JPUC車売却消費者相談室　入電件数推移

令和7年の年間買取台数調査において、JPUCモデル約款を導入している加盟事業者の買取台数が100万台を突破した。モデル約款の採用率は97.5%に達しており、安心・安全な買取取引の基盤として市場に定着してきたことが伺える。

また、車売却消費者相談室への入電では、非会員事業者に起因するトラブル相談が増加している。2026年6~8月期では会員起因が22.8%に対し、非会員起因は57.4%と過半数を占めた。これらのトラブルの多くは一括査定等の「媒体」を経由して発生しているが、相談室の運営費用の約7割は買取事業者が負担している。設立当初と異なり、現在は媒体経由の非会員トラブル対応が業務の大半を占めるため、JPUCではトラブルの送客元である媒体事業者に対し、受電割合に応じた適正な費用シェアを求めると共に、悪質事業者対策の強化を促している。

■ 年間買取台数の推移

	年間買取台数（1月~12月）				モデル約款採用率	前年差
	モデル約款採用	未採用	計	伸長率		
令和3年	902,373	26,156	928,529	7.9%	97.2%	67,703
令和4年	946,973	17,009	963,982	3.8%	98.2%	35,453
令和5年	924,797	16,790	941,587	−2.3%	98.2%	−22,395
令和6年	967,928	21,873	989,801	5.1%	97.8%	48,214
令和7年	1,007,077	25,765	1, 032,842	4.3%	97.5%	43,041

■ 業者種別 入電割合　※1月~8月

業者種別※	2023年	割合	2024年	割合	2025年	割合	2026年※	割合
加盟企業	1,369	38.84%	1,137	30.23%	788	24.68%	525	22.69%
媒体	160	4.54%	98	2.61%	82	2.47%	53	2.29%
小計	1,529	43.38%	1,235	32.84%	870	26.94%	578	24.98%
非加盟企業	1,489	42.24%	1,640	43.61%	1,572	48.06%	1,295	55.96%
不明	331	9.39%	579	15.39%	503	15.79%	286	12.36%
対象外	176	4.99%	307	8.16%	284	8.80%	155	6.70%
合計	3,525		3,761		3,229		2,314	
相談件数	3,366		3,625		3,129		2,244	

※案件の中に複数の事業者が含まれる

JPUC 一般社団法人 日本自動車購入協会

一般社団法人日本自動車購入協会（英語名：Japan Purchase Used Car Association、略称：JPUC/ジェイパック）は、車買取業界の健全な発展のため業界団体の設立が望まれて2014年に設立されました。「一般消費者への安全・安心なサービスの提供」という理念のもとに、顧客への不当な勧誘を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択、および一般消費者が安心かつ安全に契約できる環境を提供することで、自動車の取引の公正化を図っております。

入会のご案内

「一般消費者への安全・安心なサービスの提供」を目的とし
新規会員事業者を募集しております。

一般社団法人日本自動車購入協会（JPUC）は、「消費者の皆様が安心して自動車を売却できる環境づくり」を目指し、2014年3月、自動車買取業界の自主規制団体として設立いたしました。以来、自動車買取事業者と自動車買取に関わる媒体事業者が協働して、設立の主旨を実現すべく取り組んでおります。

ご入会を検討される方は
右記「関連データダウンロード」の「会員入会規定」をご覧ください▶

〈発行所〉一般社団法人日本自動車購入協会（JPUC）〒141-0031 東京都品川区西五反田8-4-15 クリンデル広小路ビル2階 Tel.03-6862-8001 〈編集制作〉株式会社ジェイソーレンナンス 〒108-0072 東京都港区白金1丁目12-2 2F tel.03-5422-9146